



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

*23 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

（行政管理課）..... 1

規 則

和歌山県規則第23号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（知事直轄組織） 第5条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された知事直轄組織として、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。				（知事直轄組織） 第5条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された知事直轄組織として、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。			
秘書課	秘書栄典班	政策調整班	お成り班	秘書課	秘書栄典班	政策調整班	
略				略			
（局、課及び班） 第6条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。				（局、課及び班） 第6条 和歌山県部等設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。			
部	局	課	班	部	局	課	班
総務部	総務管理局	略	略	総務部	総務管理局	略	略
		人事課	人事班 人材育成班 企画班			人事課	給与班 人事班 人材育成班
		職員課	福利厚生班 給与班				
		略				略	
		管財課	略			管財課	略
		行政企画課					
		情報基盤課	企画システム班 ネットワーク班				

					行政企 画局	行政企 画課	
						情報基 盤課	企画システム班 ネットワーク班
						行政管 理課	行政管理班
略	略	略			略	略	略
企画部	企画政 策局	略			企画政 策局	スポー ツ課	総務管理班 スポ ーツ企画班 生涯 スポーツ班 競技 力向上推進班
		スポー ツ課	総務管理班 生涯 スポーツ班 競技 力向上推進班				
地域振 興部	地域政 策局	地域振 興課	企画調整班 地域 支援班 移住戦略 推進班		地域政 策局	地域振 興課	企画調整班 地域 支援班 移住戦略 推進班 土地利用 水資源班
		略	略	略			
	観光局	観光振 興課	企画調整班 振興 班 世界遺産ジオ パーク班		観光局	観光振 興課	企画調整班 振興 班 世界遺産班
		略	略	略			略
環境生 活部	環境政 策局	略			環境政 策局	略	略
		循環型 社会推 進課	地域環境推進班 産業廃棄物班 廃 棄物指導班			循環型 社会推 進課	地域環境推進班 産業廃棄物班
		略	略	略		略	
略	略	略			略	略	略
福祉保 健部	福祉保 健政策 局	略			福祉保 健政策 局	略	
		こころ の健康 推進課				こころ の健康 推進課	
		医務課	医事調整班 医療 戦略推進班 地域 医療班 看護班 公立大学法人班				
		健康推 進課	健康対策班 がん ・疾病対策班 感 染症対策班 母子 保健班				
		国民健 康保険 課	保険指導班 国民 健康保険班				
		薬務課	薬事血液班 指導 班				
					健康局	医務課	医事調整班 医療 戦略推進班 地域 医療班 看護班

商工労働部	商工労働政策局	商工企画課	政策企画班 計量指導班
		略	
	略	略	
略	略		
県土整備部	略		
	都市住宅局	都市政策課	景観公園班 管理調整班 まちづくり推進班 計画指導班 盛土対策班
		略	
略	略		

(課の中に置く室等)
第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

略	略
スポーツ課	ワールドマスターズゲームズ推進室
商工企画課	略
略	略

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

農林水産振興課	略	略
森林整備課	全国育樹祭推進室	広報おもてなし班 式典施設班
略	略	略

			公立大学法人班
商工労働部	商工労働政策局	健康推進課	健康対策班 がん・疾病対策班 感染症対策班 母子保健班
		国民健康保険課	保険指導班 国民健康保険班
		薬務課	薬事血液班 指導班
略	略	商工企画課	総務班 政策企画班 計量指導班
		略	
		略	略
略	略		
県土整備部	略		
	都市住宅局	都市政策課	景観公園班 管理調整班 まちづくり推進班 開発指導班 お成り班
		略	
略	略		

(課の中に置く室等)
第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

略	略
観光振興課	ジオパーク室
循環型社会推進課	廃棄物指導室
商工企画課	略
森林整備課	全国育樹祭推進室
都市政策課	盛土対策室
略	略

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

人事課	職員厚生室	福利厚生班
農林水産振興課	略	略
略	略	略

3～5 略

(知事直轄組織各課の任務及び所掌事務)
第11条 知事直轄組織各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

秘書課は、知事及び副知事の円滑な業務遂行を補助すること並びに重要政策の総合的検討及び調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 皇室に関すること。
- (3)～(8) 略

広報課・万博推進課 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

人事課

人事課は、適正な任用、人材の配置及び行政組織の最適化を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略

(4)・(5) 略

- (6) 行政組織に関すること。
- (7) 定員管理に関すること。
- (8) 出資法人の設立及び運営の監督指導に関すること。
- (9) 新中期行財政運営プランに関すること。

(10) 略

職員課

職員課は、職員の福利厚生を図り、及び健康管理を行うこと並びに適正な給与制度を構築することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 職員の福利厚生に関すること。
- (2) 職員の安全及び健康に関すること。
- (3) 職員の児童手当に関すること。
- (4) 恩給(社会福祉課の所掌に属するものを除く。)及び退職年金に関すること。
- (5) 地方職員共済組合に関すること。
- (6) 一般財団法人和歌山県職員互助会に関すること。
- (7) 職員の給与及び旅費に関すること。
- (8) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (9) 非常勤職員の公務災害補償に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

考査課

考査課は、庁内の規律を強化し、公務に対する県民の信頼の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 職員へのカスタマーハラスメントに関する相談及び助言に関すること。

(3)～(6) 略

財政課～情報基盤課 略

3～5 略

(知事直轄組織各課の任務及び所掌事務)
第11条 知事直轄組織各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

秘書課は、知事及び副知事の円滑な業務遂行を補助すること並びに重要政策の総合的検討及び調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 来賓に関すること。
- (3)～(8) 略

広報課・万博推進課 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)

第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

人事課

人事課は、適正な任用、給与制度の構築及び人材の配置を行い、職員が意欲をもって能力を十分発揮できる職場の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 職員の給与及び旅費に関すること。
- (5)・(6) 略
- (7) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (8) 非常勤職員の公務災害補償に関すること。
- (9) 職員の福利厚生に関すること。
- (10) 職員の安全及び健康に関すること。
- (11) 職員の児童手当に関すること。
- (12) 恩給(社会福祉課の所掌に属するものを除く。)及び退職年金に関すること。
- (13) 地方職員共済組合に関すること。
- (14) 一般財団法人和歌山県職員互助会に関すること。
- (15) 略

考査課

考査課は、庁内の規律を強化し、公務に対する県民の信頼の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 不当要求行為の処理に関すること。

(3)～(6) 略

財政課～情報基盤課 略

行政管理課

行政管理課は、行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 定員管理に関すること。
- (3) 出資法人の設立及び運営の監督指導に関すること。

第16条 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)
第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画課
企画課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(14) 略
- (15) 民間資金等活用事業に関すること。

(16) 略
文化学術課 略

国際課
国際課は、国際化の推進を任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(15) 略
- 調査統計課・スポーツ課 略

第18条 地域プロジェクト対策室においては、企画課の所掌事務のうち、前条企画課の項第13号から第15号までに掲げる事務を所掌する。

2 ワールドマスターズゲームズ推進室においては、スポーツ課の所掌事務のうち、前条スポーツ課の項第7号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

(地域振興部各課の任務及び所掌事務)
第18条の2 地域振興部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課・総合交通政策課 略
デジタル社会推進課
デジタル社会推進課は、デジタル技術を活用した地域課題の解決及び地域の魅力の向上に資する施策(以下「地域社会DX」という。)を推進するとともに、情報通信技術の普及による県民生活の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 地域社会DXの企画及び統括に関すること。
- (2) 地域社会DXの推進に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(3)～(7) 略
観光振興課
観光振興課は、観光資源の特性を活かした観光の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)の施行に関すること。

(8)～(17) 略
観光交流課
観光交流課は、外国人観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(4) 略

(5)～(8) 略

- ること。
- (4) 新中期行財政経営プランに関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

第16条 職員厚生室においては、人事課の所掌事務のうち、前条人事課の項第9号から第14号までに掲げる事務を所掌する。

第16条の2 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)
第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画課
企画課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(14) 略

(15) 略
文化学術課 略

国際課
国際課は、国際交流の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(15) 略
- 調査統計課・スポーツ課 略

第18条 地域プロジェクト対策室においては、企画課の所掌事務のうち、前条企画課の項第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

(地域振興部各課の任務及び所掌事務)
第18条の2 地域振興部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課・総合交通政策課 略
デジタル社会推進課
デジタル社会推進課は、産業及び地域におけるデジタル社会の形成に関する施策(以下「産業・地域DX」という。)を推進するとともに、情報通信技術の普及による県民生活の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 産業・地域DXの企画及び統括に関すること。
- (2) 産業・地域DXの推進に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(3)～(7) 略
観光振興課
観光振興課は、観光資源の特性を活かした観光の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略

(7)～(16) 略
観光交流課
観光交流課は、外国人観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(4) 略
- (5) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)の施行に関すること。

(6)～(9) 略

第18条の3 ジオパーク室においては、観光振興

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)
第19条 略

第20条 略

(商工労働部各課の任務及び所掌事務)
第23条 商工労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。
商工企画課
商工企画課は、商工労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

商工振興課～労働政策課 略

企業振興課

企業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11) 県産品の推奨に関すること。

(12)・(13) 略

成長産業推進課・企業立地課 略

第24条 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)
第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産振興課・研究推進課 略

食品流通課

食品流通課は、県産農水産物及び加工食品の販売促進に取り組み、「おいしい!健康わかやま」の魅力を広めることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 「わかやま紀州館」の運営に関すること。

(4)～(9) 略

農業農村整備課～資源管理課 略

第26条 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)
第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備政策課～用地対策課 略

道路政策課

道路政策課は、道路政策の立案並びに高規格道路及び直轄国道の整備を促進し、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 高規格道路の整備促進及び関連事業の総合調整に関すること。

(4) 高規格道路事業に係る用地取得事務の指導に関すること。

(5)・(6) 略

課の所掌事務のうち、前条観光振興課の項第14号及び第15号に掲げる事務を所掌する。

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)
第19条 略

第20条 廃棄物指導室においては、循環型社会推進課の所掌事務のうち、前条循環型社会推進課の項第2号(産業廃棄物の保管の届出に関するものに限る。)、第5号、第6号、第14号、第15号及び第16号に掲げる事務を所掌する。

第20条の2 略

(商工労働部各課の任務及び所掌事務)
第23条 商工労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工企画課

商工企画課は、商工労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(7) 略

(8) 民間資金等活用事業に関すること。

(9)・(10) 略

商工振興課～労働政策課 略

企業振興課

企業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11) 和歌山県優良県産品の推奨に関すること。

(12)・(13) 略

成長産業推進課・企業立地課 略

第24条 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)
第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産振興課・研究推進課 略

食品流通課

食品流通課は、県産農水産物及び加工食品の販売促進に取り組み、「おいしい!健康わかやま」の魅力を広めることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 「わかやま紀州館」物産部門の運営に関すること。

(4)～(9) 略

農業農村整備課～資源管理課 略

第26条 略

(県土整備部各課の任務及び所掌事務)
第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備政策課～用地対策課 略

道路政策課

道路政策課は、道路政策の立案並びに高規格幹線道路及び国直轄国道の整備を促進し、県内道路網の充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 高規格幹線道路の整備促進及び関連事業の総合調整に関すること。

(4) 高規格幹線道路事業に係る用地取得事務の指導に関すること。

(5)・(6) 略

道路保全課・道路建設課 略

河川課

河川課は、河川の整備、保全及び管理を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)の施行に関すること。

(8)～(12) 略

砂防課・下水道課 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(14) 略

(15)・(16) 略

建築住宅課～港湾漁港整備課 略

第28条 略

2 略

3 略

(福祉保健及び県土整備に関する事項に係る所管区域の特例)

第32条 略

2 略

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(12) 国際化の推進に関すること。

(13)～(20) 略

2 略

(総務調整課の所掌事務)

第51条の2 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(23) 略

(24) 特定都市河川浸水被害対策法に係る書類の受理及び進達、立入検査等に関すること。

(25) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く)。

(26) 略

2 略

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(39) 略

(40) 特定都市河川浸水被害対策法に係る書類の受理及び進達、立入検査等に関すること。

(41) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関

道路保全課・道路建設課 略

河川課

河川課は、河川の整備、保全及び管理を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)～(11) 略

砂防課・下水道課 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(14) 略

(15) 第35回全国「みどりの愛護」のつどいに関すること。

(16)・(17) 略

建築住宅課～港湾漁港整備課 略

第28条 略

2 略

3 盛土対策室においては、都市政策課の所掌事務のうち、前条都市政策課の項第11号に掲げる事務を所掌する。

4 略

(福祉保健及び県土整備に関する事項に係る所管区域の特例)

第32条 略

2 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項のうち国道42号有田海南道路に関するものに係る海草振興局の所管区域は、海南市及び有田市とする。

3 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項のうち近畿自動車道紀勢線に関するものに係る有田振興局の所管区域は、御坊市、有田郡のうち湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡のうち日高川町とする。

4 略

(総務県民課の所掌事務)

第36条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(12) 国際交流に関すること。

(13)～(20) 略

2 略

(総務調整課の所掌事務)

第51条の2 総務調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(23) 略

(24) 略

2 略

(総務用地課の所掌事務)

第52条 総務用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(39) 略

すること(他の課の所掌に属するものを除く)。

(42) 略

(出張所等の所掌事務)

第64条 海草振興局建設部海南工事事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 海南市及び海草郡の区域における道路、河川、砂防等の工事、管理、維持、修繕(点検を含む。)及び用地取得に関すること。
- (3) 略
- (4) 海南市及び海草郡の区域における特定都市河川浸水被害対策法に係る書類の受理及び進達、立入検査等に関すること。

2～4 略

(名称、担当事務及び所管課室)

第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県特別職報酬等審議会	略	職員課
略		
略		
略		略
和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	
和歌山県振興局所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	振興局が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する業務	
略		
略		略
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	略	
和歌山県推奨県産品審査委員会	県が推奨する県産品の認定に係る審査及びその基準についての重要事項の調査審	

(40) 略

(出張所等の所掌事務)

第64条 海草振興局建設部海南工事事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 海南市及び海草郡の区域における道路、河川、砂防、県営農林道等の工事、管理、維持、修繕(点検を含む。)及び用地取得に関すること。
- (3) 略
- (4) 有田市の区域における国道42号有田海南道路の用地取得に関すること。

2～4 略

(名称、担当事務及び所管課室)

第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担当事務	所管課室
略		
和歌山県特別職報酬等審議会	略	人事課
略		
略		
略		略
和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	
略		
略		略
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	略	

	議に関する事務
略	略
略	

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
局	局長	上司の命を受け、当該局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

2 略
3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	
福祉保健部	略	略
農林水産部	技監	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。

略	略
略	

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
局	局長	上司の命を受け、当該局(総務部総務管理局にあっては <u>審査課を除き</u> 、 <u>企画部企画政策局にあっては国際課を除く。</u>)に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

2 略
3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	
総務部	審査担当参事	上司の命を受け、 <u>審査に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u>
企画部	国際担当参事	上司の命を受け、 <u>国際交流に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u>
福祉保健部	略	略

県土整備部	技監	略
	空港活性化担当参事	上司の命を受け、空港の活性化に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
課	略	
	主任	略
	企画調整員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	副主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	略	
略	略	
職員課	略	
略		
循環型社会推進課	略	略
略		

(所長、課長等)
第212条 略
2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
紀北県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所	略	略
紀南県税事務所	課税事務総括促進員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
略		

(主事、技師等)
第216条 略
2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁等の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

県土整備部	技監	略
課	略	
	主任	略
	副主任	上司の命令を受け、特に指定された事務に従事する。
	略	
	略	
略	略	
人事課職員厚生室	略	
略		
循環型社会推進課廃棄物指導室	略	略
略		

(所長、課長等)
第212条 略
2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
紀北県税事務所、紀中県税事務所及び紀南県税事務所	略	略
略		

(主事、技師等)
第216条 略
2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁等の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
職員課、共生社会推進部及び福祉保健部の課及び地方機関並びに振興局	略	
略	略	略

3 略

（補職）

第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略	
湯浅保健所所長	技術職員（医師であるものに限る。）である有田振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所次長	技術職員（医師であるものを除く。）である有田振興局健康福祉部副部長
略	

2～4 略

組織	職	職務
略		
職員厚生室、共生社会推進部及び福祉保健部の課及び地方機関並びに振興局	略	
略	略	略

3 略

（補職）

第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略	
湯浅保健所所長	技術職員である有田振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所次長	事務職員である有田振興局健康福祉部副部長
略	

2～4 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。